

# 結婚50年以上を迎えられるご夫婦の皆様へ ～「銚田市金婚祝い」のご案内～

市では、昨年度、合併以来初の「金婚祝い事業」として、結婚50年目（金婚）を迎えられるご夫婦を対象に、祝状・記念品をお渡しましたが、

**今年度限定で**、結婚50年以上のご夫婦も対象に、金婚の祝状・記念品を贈呈させていただきます。前回、事業対象にならなかったご夫婦の皆様もこの機会にぜひお申込みください。

※お申込みがない場合、対象となるご夫婦であっても、祝状・記念品の贈呈はできませんので、下記申込み締切日までに必ずお申込みください。

## 【対象となるご夫婦】

次のすべてに当てはまるご夫婦です。

- ・昭和47年3月31日以前に婚姻届を提出している。
- ・令和3年8月1日を基準に銚田市内に1年以上住所登録している。
- ・令和2年度銚田市金婚祝い事業で祝状・記念品を受領していない。



## 【申込み方法・必要なもの】

- ① 所定の申出書に必要事項を記入・押印したもの
- ② 婚姻関係及び婚姻日を証明できるもの（戸籍謄本等）  
をご用意していただき、次のいずれかの方法でお申込みください。

### 【窓口でのお申込み】

申請窓口へご印鑑と②をご持参いただき、窓口で申出書に必要事項を記入・押印いただきます。  
銚田保健センター内 介護保険課・旭市民センター総合窓口グループ・大洋市民センター総合窓口グループが申請窓口です。

### 【郵送でのお申込み】

- ① と②を「〒311-1517 銚田市銚田1443番地 銚田保健センター内 銚田市役所 介護保険課 高齢福祉係」あてに郵送してください。

※申出書は申請窓口へ備え付けのもののほか、銚田市ホームページからも印刷できます。

☆お申込みをされた方には、書類審査後に事業対象の適否を通知いたします。10月31日までに通知書が届かない場合は、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

祝状・記念品は、11月以降に贈呈させていただく予定です。

**申込み締切日**

**8月31日(火)**

## 【申込み・問い合わせ先】

銚田市役所 介護保険課 高齢福祉係

☎ 0291-36-7770 (直通)